

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成27年1月7日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人子どもの心理療法支援会

(2) 代表者の氏名

平井 正三

(3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町444番地 初音館302号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、精神分析的心理療法に関する研究及び普及活動を行うとともに、子ども及びその養育者に対して精神分析的心理療法の支援に関する事業を行い、もって子どもの健やかな成長を促進することで、次世代の健全な社会づくりに寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年12月22日

(文化市民局地域自治推進室)